

# 一般社団法人 日本国際交詢協会 定款

# 一般社団法人 日本国際交詢協会 定款

## 第一章 総則

### (名称)

第1条 当社は、一般社団法人日本国際交詢協会と称する。アルファベットによる表記では Japanese Society for International cultivation of mutual friendship. と称し、略称を J.S.I.C.M.F.とする。

### (事務所)

第2条 当社は、主たる事務所を東京都大田区に置く。

第2項 当社は、理事会の議決により、従たる事務所を必要な地に置く事ができる。尚、当社の社員が居住する外国に従たる事務所を置く場合は、その国の法令に定める規定に従い設置することとする。

## 第二章 目的及び事業

### (目的)

第3条 当社は、国際相互理解の促進、及び海外における日本文化の振興、並びにそれらに係る公正且つ自由な経済活動の機会の確保、及びそれらの促進と活性化に寄与する事を目的とする。

### (事業)

第4条 当社は、第三条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 海外取引サポート事業（講演会・セミナー開催、翻訳サービス、信用調査、市場情報提供など）
- (2) 海外展示会出展支援事業（海外展示会の主催者と出展者双方の支援、通訳など）
- (3) 知的財産活用支援事業（著作権交渉代行、コンテンツ作品発表支援、海賊版対策支援など）
- (4) その他、上記目的を達成するために必要な事業

### (事業年度)

第5条 当社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

## 第三章 社員及び会員

### (法人の構成員)

第6条 当社を構成する社員は、この法人の目的、並びに事業に賛同して入会し、責任を持つ個人をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法」という）上の社員とする。

### (その他の会員)

第7条 当社の目的、並びに事業に賛同した個人又は団体は、以下の会員として入会する事ができる。

- (ア) 準会員 : この法人の目的、並びに事業に賛同して、その事業に協力するために入会した個人又は団体

(イ) 賛助会員：この法人の目的、並びに事業を援助するために入会した個人又は団体

### **(社員の資格の取得)**

第8条 当社団の社員となる者は、次に掲げる各号の一つ以上の要件を満たし、理事会が別に定める書類を代表理事に提出して、代表理事の承認を受けなければならない。

- (1) 当社団の設立時の社員である者
- (2) 当社団の準会員として、この法人に一年以上の継続した活動のある者
- (3) 当社団の理事会において、2名以上の理事の推薦を受けた者

### **(その他の会員の入会)**

第9条 準会員、又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める書類（入会申込書）を代表理事に提出し、申し込まなければならない。

第2項 入会の可否については、社員総会が別に定める基準により、理事会において決定し、本人に通知するものとする。

### **(経費の負担)**

第10条 社員及び会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時点、及び入会した時点で毎月、若しくは毎年度、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入する義務を負う。

### **(任意退社)**

第11条 社員は、別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

第2項 準会員、及び賛助会員は、任意に退会することができる。

### **(除名)**

第12条 社員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において、社員の半数以上が出席し、総社員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名する事ができる。この場合、その社員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をする事とするが、その除名の通知を受けた社員には、社員総会において議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他の正当な事由があるとき

第2項 前項により除名が議決されたときは、その社員に対し、通知するものとする。

### **(社員資格の喪失)**

第13条 社員は前2条の場合のほか、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき

- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は社員である団体が消滅したとき
- (4) 2年以上会費を滞納したとき
- (5) 除名されたとき
- (6) 総社員の同意があったとき

#### **(社員資格喪失に伴う権利及び義務)**

第14条 社員が第13条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。但し、未履行の義務は、これを免れる事ができない。

第2項 この法人は、社員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

#### **(その他の会員の資格喪失に伴う権利及び義務)**

第15条 当社団の準会員、並びに賛助会員の資格の喪失、及び権利と義務、並びに入会金、会費などについては、この法人の社員と同じく第14条の規定に従うものとする。

### **第四章 資産及び会計**

#### **(財産の管理・運用)**

第16条 当社団の財産の管理・運用は、代表理事が行うものとし、その方法は理事会の議決により別に定める規定によるものとする。

#### **(事業計画及び収支予算)**

第17条 当社団の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の議決を得て、社員総会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

第2項 前項の規定に関らず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入・支出する事ができる。

#### **(事業報告及び決算)**

第18条 当社団の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が事業報告書及び計算書並びにこれらの附属明細書（以下「計算書類」という）を作成し、監事の監査を受ける事とし、その後理事会の承認を得た上で、定時社員総会において計算書類については承認を得るものとし、事業報告については定時社員総会で報告するものとする。

第2項 当社団は、第1項の定時社員総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表（及び損益計算書）を公告するものとする。

#### **(長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受け)**

第19条 当社団が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、総理事の議決権の3分の2以上の議決を得なければならない。

第2項 当社団が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を得なければならない。

### **(会計原則)**

第20条 当社団の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

## **第五章 社員総会**

### **(種類)**

第21条 当社団の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種類とする。

### **(構成)**

第22条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

第2項 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

### **(権限)**

第23条 社員総会は、一般法に規定する事項並びにこの定款に定める事項に限り議決する。

第2項 社員総会は、次の事項を議決する。

- (1) 役員等の選任及び解任
- (2) 役員等の報酬の額又はその規定
- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の事業報告及び決算
- (5) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- (6) 会員の除名
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 合併、事業全部又は一部の譲渡
- (10) 理事会において社員総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるものの他、一般法に規定する事項及びこの定款に定める事項

第3項 前項に関らず、個々の社員総会においては、第3条に記載した目的及び審議事項以外の事項は、議決する事ができない。

### **(開催)**

第24条 定時社員総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

第2項 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事が必要と認め、理事会に招集の請求をしたとき
- (2) 議決権の10分の1以上を有する社員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事会にあったとき
- (3) 前項の請求をした社員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、社員総会を招集する事ができる

- 一、 請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合
- 二、 請求があった日から6週間以内の日を社員総会の日とする招集の通知が発せられない場合

### **(招集)**

第25条 社員総会は、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。但し、全ての社員の同意がある場合には、その招集手続を省略する事ができる。

第2項 代表理事は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

第3項 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。但し、社員総会に出席しない社員が書面によって議決権を行使する事ができる事とするときは、2週間前までに通知しなければならない。

### **(議長)**

第26条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当る。

### **(定足数)**

第27条 社員総会は、社員の過半数の出席がなければ開催する事ができない。

### **(議決)**

第28条 社員総会の議事は、一般法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、社員の過半数が出席し、出席した社員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の採決するところによる。

第2項 前項の場合において、議長は、社員として評決に加わる事はできない。

### **(書面表決等)**

第29条 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない社員は、予め通知された事項について、書面をもって評決し、又は他の社員を代理人として評決を委任する事ができる。この場合において、書面評決者又は評決委任者は、会議に出席したものとみなす。

### **(議事録)**

第30条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 社員の現在員数及び出席者数（書面評決者及び評決委任者の場合にあっては、その旨を付記する事）
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

第2項 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名、押印又はサインをしなければならない。

### **(社員総会規則)**

第31条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるものの他、社員総会において定める社員総会規則による。

## **第六章 理事・監事及び理事会**

### **第1節 理事・監事**

#### **(種類及び定款)**

第32条 当社団に、次の役員を置く。

- (1) 理事 4名以上10名以内
- (2) 監事 1名以上3名以内

第2項 理事のうち、1名を代表理事とし、2名以内の副理事長、1名を専務理事、2名以内を常務理事とする事ができる。

#### **(選任等)**

第33条 理事及び監事は社員総会において、各々選任する。

第2項 代表理事、専務理事及び常務理事は、理事会において選任する。

第3項 監事は、この法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねる事ができない。

#### **(理事の職務・権限)**

第34条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、この法人の業務の執行を決定する。

第2項 代表理事は、当社団を代表し、その業務を執行する。

第3項 専務理事は、代表理事を補佐し、この法人の業務を執行する。

第4項 常務理事は、この法人の業務を分担執行する。また、専務理事に事故あるとき又は欠けたときは、代表理事が予め指名した順序によって、その職務を代行する。

第5項 理事会は、代表理事及び前2号に定める専務理事並びに常務理事以外の理事の中から、業務を分担執行する者を選任する事ができる。

#### **(監事の職務・権限)**

第35条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査する事
- (2) 当社団の業務並びに財産及び会計の状況を監査する事
- (3) 理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べる事

- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告する事
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、代表理事に理事会の招集を請求する事。但し、その請求の日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集する事
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事情があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告する事
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をする恐れがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずる恐れがあるときは、その理事に対し、その行為をやめる事を請求する事
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使する事

### **(任期)**

第36条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終了のときまでとし、再任を妨げない。

第2項 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終了のときまでとし、再任を妨げない。

第3項 補充又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

第4項 役員は、就任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、尚その職務を行わなければならない。

### **(解任)**

第37条 役員が次の一に該当するときは、社員総会において、解任する事ができる。但し、監事を解任する場合は、議決に加わる事のできる社員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えられないと認められるとき

### **(報酬等)**

第38条 常勤の役員には報酬を支給する事ができる。その額については、別に定める役員の役員等の報酬規定による。

第2項 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをする事ができる。

第3項 前2項に関し必要な事項は、社員総会の議決により別に定める。



### **(取引の制限)**

第 39 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証する事その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

第 2 項 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

## **第 2 節 理事会**

### **(理事会の構成)**

第 40 条 この法人に理事会を置く。

第 2 項 理事会は、全ての理事をもって構成する。

### **(権限)**

第 41 条 理事会は、この定款に別に定めるものの他、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるものの他、この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事、専務理事及び常務理事の選定及び解職

第 2 項 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任する事ができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備

### **(種類及び開催)**

第 42 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

第 2 項 通常理事会は、毎事業年度 1 回開催する。

第 3 項 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求した理事が招集したとき。

- (4) 第35条第5号の規定により、監事から代表理事に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

#### **(招集)**

第43条 理事会は、代表理事が招集する。但し、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

第2項 代表理事は、前条第3項第2号に該当する場合には、その日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

第3項 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の一週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

#### **(議長)**

第44条 理事会の議長は、代表理事がこれに当る。

#### **(定足数)**

第45条 理事会は、理事現在数の過半数以上の出席がなければ会議を開く事ができない。

#### **(議決)**

第46条 理事会の議決は、この定款に別段の定めがあるものの他、議決に加わる事のできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長採決するところによる。

第2項 前項の場合において、議長は、理事として評決に加わる事はできない。

#### **(議事録)**

第47条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに記名、押印（又はサイン）しなければならない。

### **第七章 定款の変更、合併及び解散等**

#### **(定款の変更)**

第48条 この定款は、社員総会において、議決に加わる事のできる社員の議決権の3分の2以上の議決を得て変更する事ができる。

#### **(合併等)**

第49条 当社は、社員総会において、議決に加わる事のできる社員の議決権の3分の2の議決により、他の社団法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をする事ができる。

#### **(解散)**

第50条 当社は、一般法第148条に規定する事由により解散する。

### **(残余財産の処分)**

第51条 当社団が解散等により清算するとき有する残余財産は、社員総会の議決により、この法人の残余財産の帰属権利者を決定するものとする。

## **第八章 事務局**

### **(設置等)**

第52条 当社団の事務を処理するため、事務局を設置する。

第2項 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

第3項 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。

第4項 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の議決により、別に定める。

### **(備付け帳簿及び書類)**

第53条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事、監事、及び職員の名簿並びに履歴書
- (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 定款に定める理事会の議事に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 役員等の報酬規定
- (7) 事業計画書及び収支予算書
- (8) 事業報告書及び収支計算書等の計算書類
- (9) 前項の監査報告書
- (10) その他法令で定める帳簿及び書類

第2項 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによる。

### **(公告)**

第54条 当社団の公告は、官報に掲載する方法による。

## **第九章 補則**

### **(委任)**

第55条 この定款に定めるものの他、当社団の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

## **第十章 附則**

### **(最初の事業年度)**

第56条 当社団の設立初年度の事業年度は、第五条の規定に関らず、当法人成立の日から、平成 年 3月31日までとする。

**(設立時の理事、代表理事及び監事)**

第 57 条 当団法人の設立時の理事、代表理事及び監事は、次のとおりである。

設立時理事：

設立時理事：

設立時代表理事：

**(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)**

第 58 条 当団法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住所：

氏名：

住所：

氏名：

**(法令の準拠)**

第 59 条 この定款に定めない事項は、すべて一般社団法人法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人日本国際交詢協会設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名、押印（又はサイン）する。

平成 年 月 日

設立時社員 一般社団法人日本国際交詢協会 代表者理事 印  
氏名：

設立時社員 氏名：